

短期入所サービス長期利用に係る理由書

(あて先) 大阪狭山市長

被 保 険 者	フリガナ					被保険者番号					
	氏 名					生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日				
	住所	大阪狭山市						性 別	男 ・ 女		
	認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
	要介護度	要 支 援 1 2 要 介 護 1 2 3 4 5									
利用開始日		年 月 日～									
家族構成 (主介護者に ○をしてくだ さい)		氏 名	主	年齢	続柄	同居・別居	生活の状況 (心身・介護の状況等)				
						同居・別居					
						同居・別居					
						同居・別居					
						同居・別居					
本人の状況											
長期利用とな っている理由 (家族の意向 等も含む)											
今後の方針		1. 現在、入所を申し込んでいる。 〔 申込中の施設 〕 2. 今後、入所を検討していく。 3. 状況に応じて在宅へ。 4. その他 〔 〕									
あて先) 大阪狭山市長 上記理由により、短期入所利用日数が介護認定有効期間のおおむね半数を超えますので、 届出します。 年 月 日 事業所名 連絡先 介護支援専門員 氏名 Ⓜ											

添付書類：・基本情報（フェースシート）等

- ・居宅サービス計画書（１～３表）
 - ・サービス利用票、サービス利用票別表（長期利用となる前月のもの）
 - ・サービス担当者会議・介護支援経過等
- （※長期利用となることについて内容が記載されているもの。）

短期入所の利用について

短期入所サービスは、利用者が居宅で自立した日常生活を継続して維持するために利用するものです。よって、当該サービスの利用については、在宅生活の維持につながるように十分に留意しながら、連続した利用は30日まで、そして、利用日数は、累計で認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲にとどめるのが基本です。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況や家族等のことを考えると、困難な場合も想定されるため、特に必要と認められる場合においては、弾力的な運用を図りたいと考えています。

つきましては、当該事由が発生する場合は、下記の点に留意の上、「短期入所サービス長期利用に係る理由書」を提出してください。

記

1. 利用者の心身の状況や、置かれている環境等を十分勘案した上で、長期利用が必要となる理由（できるだけ詳細に）を記入してください。
2. 家族構成については、同居、別居に関わらず記入してください。
3. 特別養護老人ホームへの入所を申し込む等、短期入所の長期利用を少しでも解消するためにどのような方策を取っているのか、また、検討しているのか記入してください。
4. 理由書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときに提出してください。また、次期有効期間においても同様に、その都度提出してください。
5. 理由書提出時に、簡単なヒアリングを行います。また、理由書提出後、確認事項等ある場合は、市役所より電話などで照会をさせていただく場合があります。